

伊丹市環境基本計画（第3次）（中間改訂版）（案）の
パブリックコメントの実施結果について

このたび、お寄せいただきましたご意見と、それに対する伊丹市の考え方を下記のとおりとりまとめましたので公表します。

- 1 案件名 伊丹市環境基本計画（第3次）（中間改訂版）（案）
- 2 公表期間 令和7年3月17日（月）～令和7年4月15日（火）
（意見募集期間 令和7年1月6日（月）～令和7年2月4日（火））
- 3 資料閲覧場所 グリーン戦略室窓口、各支所・分室、消費生活センター、市民
まちづくりプラザ、「ふらっと」人権センター、図書館「ことば
蔵」、総務課（行政資料コーナー）、まちづくり推進課窓口、市
ホームページ
- 4 意見提出方法 所定の意見記入用紙（別紙）等に住所（市外在住の人は住所の
ほか勤務または通学先の住所・名称）、氏名（団体の場合は氏名
のほか団体名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地）、意見を
記入のうえ、各資料閲覧場所で直接提出、またはグリーン戦略
室へ郵送、ファックス、電子申請で提出

- 5 提出件数 1件（1人）

郵送	ファックス	電子申請	持参	計
0件（0人）	0件（0人）	1件（1人）	0件（0人）	1件（1人）

- 6 提出されたご意見及び市の考え方 別紙のとおり

以上

＜問い合わせ先＞
市役所3階 グリーン戦略室
TEL：072-784-8054

(別紙) 提出されたご意見及び市の考え方

No.	意見内容	市の考え方
1	以下、2つの点①、②を施策の方向性に追加してはどうか。 ①居住スペースの断熱化の推進 ・気候変動の緩和策として、住宅、事業所、公共施設（学校など）の断熱化改修の推進を追加してはどうか。 <理由>日本の住宅は、諸外国に比べてほぼ無断熱、低断熱と言われているため、断熱化改修によるCO2の削減効果は大きいと考えます。 また、断熱化は、緩和策（冷暖房のエネルギー消費の低減）としてだけでなく、適応策（近年の夏の気温上昇による健康被害を減らす）としても有効と考えます。 その他、断熱化に関連して、 ・国の3省による断熱リフォームの補助金制度を2025年度末で終了させず、以降も継続するよう、市役所から県や国に要望を出してはどうか。（市の独自の補助金制度は財政上難しいかも知れないので。） ・また、そのような断熱リフォームの補助金制度（今のところ、2025年度末まで）があることを市民や市内の事業者（工務店、不動産屋）に周知するための講習会などを開催したらどうか。 ②市民、事業者、市役所の協働のしくみ作り ・CO2排出量の削減目標を年度ごとに、家庭部門、事業所部門などに分けて数値で明示し、市民や事業者と市役所が対話しながら削減に有効な方法を模索できるような、対話会のようなしくみをつくってはどうか。 <理由>市役所から年度ごとに目標の達成度合いを数値データで市民や事業者に開示して、うまくいっていないことも困っていることもありのまま伝えたり、あとどのくらい削減してほしいと数値で伝えたりすることができれば、市民や事業者も自分事として知恵を絞り、主体的に行動するのではないかと思うからです。（理想論かも知れませんが。。。） 以上です。	①居住スペースの断熱化の推進について 第3章基本目標1施策の方向性①の「デコ活啓発等により、公共交通機関の利用・省エネルギー対策等を推進します。」には住宅等の断熱化の推進も含まれており、引き続きこの取組が推進されるよう情報の収集及び発信等に努めて参ります。また、国の補助事業への要望及び市民、事業者への周知啓発については、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 ②市民、事業者、市役所の協働のしくみ作りについて 第4章1「計画の推進体制」及び2「進行管理の仕組み」に記載の通り、計画の目標の達成状況等を年次報告書として公表し、市民や事業者との対話による環境マネジメントシステム監査を実施しております。さらに、市民、事業者、学識経験者等から構成される伊丹市環境審議会の開催により、多岐にわたるご意見をいただいております。これらのしくみを通じて次年度以降の各事業計画に反映しており、引き続き継続してまいります。